

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日、
翌日とする)

目 次

- ◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇企業管理規程 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十六号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）
の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現業職給料表

職務の等級 号 給	特1等級 給料月額	1 等級 給料月額	2 等級 給料月額	3 等級 給料月額
1	—	112,900	79,600	—
2	194,300	118,600	82,000	73,800
3	201,900	124,400	84,600	75,900
4	209,500	130,200	87,200	78,000
5	217,100	136,200	90,300	79,600
6	225,000	142,000	93,600	82,000
7	232,900	147,700	97,000	84,600
8	240,800	153,400	101,600	87,200
9	248,800	158,300	106,900	90,300
10	256,800	170,000	112,800	93,600
11	264,700	176,600	118,100	97,000
12	272,600	183,000	122,600	100,200
13	280,500	189,400	127,000	106,900
14	288,000	200,100	136,200	112,800
15	295,400	207,500	142,000	118,100
16	301,400	215,000	147,700	122,600
17	307,100	222,500	153,400	127,000
18	311,000	230,100	158,300	136,200
19	314,800	237,700	163,100	142,000
20	318,600	245,200	176,600	147,700
21		252,500	183,000	153,400
22		259,200	189,400	158,300
23		265,800	195,700	163,100
24		271,100	202,000	167,800
25		276,100	208,300	172,400
26		279,700	214,300	177,000
27		283,300	220,100	181,300
28		286,900	225,400	185,400
29		290,500	230,400	189,500
30			234,200	193,100
31			237,500	196,200
32			240,600	199,200
33			243,100	201,500
34			245,500	203,800
35			247,900	206,000
36			250,300	208,200

別表第一の三の表一等級の欄中 「ただし、1号給から1,618円を「ただし、1号給から1,650円」に改める。
9号給まで1,650円」に改める。
別表第三の表中「七八、九〇〇円」を「八二、〇〇〇円」に改める。
附 則
(施行期日等)
1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。
(最高号給を超える給料月額の変更等)
3 昭和五十五年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算

されることとなる期間は、知事が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、知事の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。

(給料月額等の経過措置)

5 切替日から昭和五十五年六月三十日までの間における改正後の規則別表第一及び別表第一の三の規定の適用については、改正後の規則別表第一の表二等級の項及び三等級の項中「136,200円」とあるのは「131,200円」と、改正後の規則別表第一の三の表二等級の欄中「136円」とあるのは「145円」と、「145円」とあるのは「155円」と、同表三等級の欄中「175円」とあるのは「185円」とする。

(給与の内払)

6 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

最高号給を超える職員の切替表

職務の等級	特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
給 料 月 額	円 309,900	円 322,400	円 283,000	円 294,100	円 242,900	円 252,700	円 202,400	円 210,400
	313,700	326,200	286,600	297,700	245,300	255,100	204,600	212,600
	317,500	330,000	290,200	301,300	247,700	257,500	206,800	214,800
	321,300	333,800	293,800	304,900	250,100	259,900	209,000	217,000
	325,100	337,600	297,400	308,500	252,500	262,300	211,200	219,200
	328,900	341,400	301,000	312,100	254,900	264,700	213,400	221,400
	332,700	345,200	304,600	315,700	257,300	267,100	215,600	223,600
	336,500	349,000	308,200	319,300	259,700	269,500	217,800	225,800

別表第一 (第二条関係)

現業職給料表

職務の等級 号 給	特1等級 給料月額	1 等級 給料月額	2 等級 給料月額	3 等級 給料月額
	円	円	円	円
1	—	112,900	79,600	—
2	194,300	118,600	82,000	73,800
3	201,900	124,400	84,600	75,900
4	209,500	130,200	87,200	78,000
5	217,100	136,200	90,300	79,600
6	225,000	142,000	93,600	82,000
7	232,900	147,700	97,000	84,600
8	240,800	153,400	101,600	87,200
9	248,800	158,300	106,900	90,300
10	256,800	170,000	112,800	93,600
11	264,700	176,600	118,100	97,000
12	272,600	183,000	122,600	100,200
13	280,500	189,400	127,000	106,900
14	288,000	200,100	136,200	112,800
15	295,400	207,500	142,000	118,100
16	301,400	215,000	147,700	122,600
17	307,100	222,500	153,400	127,000
18	311,000	230,100	158,300	136,200
19	314,800	237,700	163,100	142,000
20	318,600	245,200	176,600	147,700
21		252,500	183,000	153,400
22		259,200	189,400	158,300
23		265,800	195,700	163,100
24		271,100	202,000	167,800
25		276,100	208,300	172,400
26		279,700	214,300	177,000
27		283,300	220,100	181,300
28		286,900	225,400	185,400
29		290,500	230,400	189,500
30			234,200	193,100
31			237,500	196,200
32			240,600	199,200
33			243,100	201,500
34			245,500	203,800
35			247,900	206,000
36			250,300	208,200

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

鳥取県教育委員会規則第十二号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一の三の表一等級の欄中「ただし、1号給¹、2号給²から9号給⁹まで1,618円」を「ただし、1号給¹から9号給⁹まで1,650円」に改める。

別表第三の表中「七八、九〇〇円」を「八二、〇〇〇円」に、「七三、〇〇〇円」を「七五、九〇〇円」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。
（最高号給を超える給料月額の内払等）
- 3 昭和五十五年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。
（切替期間における異動者の号給等）
- 4 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、教育委員会の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。

（給料月額等に関する経過措置）

- 5 切替日から昭和五十五年六月三十日までの間における改正後の規則別表第一及び別表第一の三の規定の適用については、改正後の規則別表第一の表二等級の項及び三等級の項中「136,200円」とあるのは「131,200円」と、改正後の規則別表第一の三の表二等級の欄中「134号」とあるのは「14号」と、「14号」とあるのは「15号」と、「同表三等級の欄中「17号」とあるのは「18号」とする。
（給与の内払）
- 6 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
（その他）
- 7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表

最高号給を超える職員の内替表

職務の等級	特 1 等 級		1 等 級		2 等 額		3 等 級	
	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
給 料 月 額	円 309,900	円 322,400	円 283,000	円 294,100	円 242,900	円 252,700	円 202,400	円 210,400
	313,700	326,200	286,600	297,700	245,300	255,100	204,600	212,600
	317,500	330,000	290,200	301,300	247,700	257,500	206,800	214,800
	321,300	333,800	293,800	304,900	250,100	259,900	209,000	217,000
	325,100	337,600	297,400	308,500	252,500	262,300	211,200	219,200
	328,900	341,400	301,000	312,100	254,900	264,700	213,400	221,400
	332,700	345,200	304,600	315,700	257,300	267,100	215,600	223,600
	336,500	349,000	308,200	319,300	259,700	269,500	217,800	225,800

企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十五年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業管理規程第四号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程

第二号)の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

(寒冷地手当)

第十六条 条例第十五条に規定する寒冷の地域で企業管理規程で定めるものは、別表第三の上欄に掲げる地域とし、当該地域の区分は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】